

OPU-IVP利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社渥美牛群管理サービス（以下「当社」といいます。）が受精卵生産のために提供するOPU-IVP技術（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めたものです。利用者（以下「ユーザー」といいます。）には、本規約に従ってご利用いただきます。

（適用）

第一条 本規約は、本サービスを利用するすべてのユーザーに適用いたします。

（OPU実施要件）

第二条 OPUドナー牛は、次の条件を満たすものとします。

- 1 両耳に耳標が装着されていること
- 2 基本登録、本原登録または高等登録（以下、登録書という。）のいずれかを有すること
（子牛登記は不可）
- 3 SNP番号を有すること
（トレーサビリティで番号が確認できること）
- 4 OPUしようとする時点で、登録書の記載事項に変更がないこと
（所有者名義など）
- 5 農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患がないこと

（体外受精に用いる精液）

第三条 体外受精に用いる精液は、原則としてユーザーの所有する精液とします。

- 二 精液ストロー及び家畜人工授精用精液証明書に記載の精液採精年月日が一致しないものは体外受精に使用いたしません。
- 三 譲渡・経由の欄に記載がない等、不正が疑われるものは体外受精に使用いたしません。
- 四 県有種雄牛精液等、制限付き精液はご利用いただけない場合があります。

（預託農場におけるOPUの実施）

第四条 ユーザーが当社契約農場にドナー牛を預託し、OPUを実施する場合は、当社の任意のスケジュールにより行うものとします。

（規約の変更）

第五条 当社は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上